

練馬区から建築主の皆さまへのお願いです

## 違反建築物にならないようご注意ください

検査済証の交付を受けた後であっても、建築物の内容を変更する場合は、改めて確認申請等の手続が必要となる場合があります。

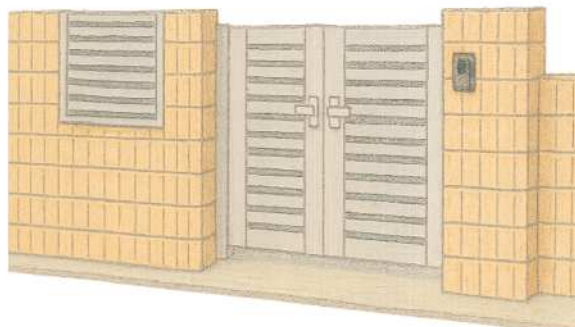
以下の行為などを行う場合は、必ず事前に、建築士などの専門家に  
ご相談ください。

**規模や内容により増築に該当し、原則として確認申請手続が必要です。**

(※イラストは一例です。)



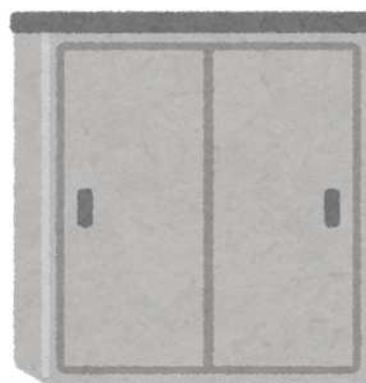
【カーポートの設置】



【門・塀などの設置】



【ベランダや屋根の設置】



【物置の設置】

※ 上記の行為を必要な手続を行わずに実施した場合、建築基準法に基づき、是正指導の対象となります。

【お問合せ先】

練馬区 建築・開発担当部建築課監察係  
電話番号 03-5984-1909

(令和8年5月発行)